

改正労基法と就業規則

対策セミナー

いよいよ平成22年4月1日より労基法が改正されます！！

本年4月より改正される労働基準法について、改正内容と改正に伴い就業規則をどのように変更すべきかを中心にご説明いたします。

また、6月30日より改正育児介護休業法が施行予定となっており、この改正のポイントと具体的対策及び最近特に多い精神疾患のうつ病対策を就業規則にどのように盛り込むべきかを具体的な条文例を示しご説明いたします。

(主な内容)

- ① 改正労基法とは？
- ② 改正育児介護休業法とは？
- ③ 就業規則への具体的表示方法



皆様のご参加をお待ち申し上げます。

(記)

日時 : 平成 22 年 2 月 25 日 (木)
午後 2 時～午後 4 時 30 分迄
会場 : 静岡商工会議所
講師 : 特定社会保険労務士 伊藤 彰彦
: 社会保険労務士試験合格者 鈴木 智子
: 社会保険労務士 服崎 一郎
受講料 : 1 名 5000 円
定員 : 40 名 (定員になり次第締め切ります)

お申込み (FAX) 054-636-3399

御社名		
住 所	(TEL)	(FAX)
参加者名		

お問合せ 伊藤社会保険労務士事務所 併設 (有) 静岡経営労務管理センター
〒426-0061 静岡県藤枝市田沼3丁目23-35
(TEL) 054-637-3131 (FAX) 054-636-3399
HP: <http://www.roumu-110.co.jp/>

録音機器(テープレコーダー、ICレコーダー等)のお持ち込みはご遠慮下さい。会場は禁煙となっておりますので、ご協力をお願いします。又、当事務所では、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、セミナーにお申し込んだお客様の個人情報を取り扱っております。詳細につきましては、当事務所ホームページ <http://www.roumu-110.co.jp> 「プライバシーポリシー」にてご確認ください。